

第2回都区財政調整協議会幹事会 次第

- 1 日 時 平成29年12月13日（水） 午後6時00分～
- 2 場 所 東京区政会館 192会議室
- 3 議 題 平成30年度都区財政調整について
- 4 進行次第（司会：東京都総務局行政部区政課長）
 - （1） 協 議
 - ・ 都側提案事項について
 - ・ 区側提案事項について
 - ・ その他について
 - （2） その他
- 5 配付資料
 - （1） 平成30年度都区財政調整協議個別課題についての都区双方の考え方
（第2回財調協議会幹事会：H29.12.13）

平成30年度都区財政調整協議個別課題についての都区双方の考え方（第2回財調協議会幹事会：H29.12.13）

取扱注意

【都側提案事項】

1 算定方法の見直し等

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	【態容補正】議会運営費の見直し	地方自治法上、議員定数の法定上限が撤廃されていることや、各区の算定上の議員定数と実態に乖離があることから、各区の議員定数条例上の定数により態容補正を行う方法に見直す。 あわせて、標準区議員定数を見直す。 (第1回幹事会)	都案によれば、議員定数の法定上限が撤廃されていることを一つの理由として見直しを主張しているが、現行の補正は、当該規定の撤廃後に人口区分を参考に設定しているものであり、議員定数の法定上限は補正の要素となっていないため、都側の提案理由に合理性はないと考える。 また、都案は財調制度としてあるべき需要を算定するという視点がなくなり、各区の議員定数削減努力の結果をそのまま反映するものとなっているが、削除努力が算定に適切に反映されることこそが財調の算定方法として適当であると考え。 (第2回幹事会)	
2	老人福祉推進事業費の見直し	老人福祉推進事業費において「その他」として計上されている老人福祉電話通話料補助事業費、火災安全システム事業費について、標準区経費がほぼ据置きになっていることと、実施区が少数であることから、算定を廃止する。 (第1回幹事会)	特別区の実態に基づく合理的かつ妥当な内容と考えられるため、都案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	
3	成人保健対策費（健康手帳の交付）の廃止	本事業は健康増進法に基づく厚生労働省通知「健康増進事業の実施について」により各区市町村における作成・交付が求められていたところであるが、平成28年度末で当該通知が改正され、事業の実施方法として厚生労働省ホームページからのダウンロードが原則とされ、かつ実施区が少数であると考えられることから、算定を廃止する。 (第1回幹事会)	現時点で厚生労働省のホームページから健康手帳をダウンロードすることができない状況にある中で、特別区の作成・交付実態を確認せずに本事業を廃止すべきではないと考える。 一方で、都の補助金が平成29年度から廃止されたことから、ルール改定により都支出金のみ廃止すべきである。 (第2回幹事会)	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
4	成人保健対策費（機能訓練）の廃止	本事業は健康増進法に基づく厚生労働省通知「健康増進事業の実施について」により各区市町村において実施が求められていたところであるが、平成28年度末で当該通知から本事業に係る事項が削除されており、事業実施根拠が失われたことから算定を廃止する。 （第1回幹事会）	健康増進事業としての位置づけが廃止されたに過ぎず、特別区の実施実態を確認せずに本事業を廃止すべきではないと考える。 一方で、都の補助金が平成29年度から廃止されたことから、ルール改定により都支出金のみ廃止すべきである。 （第2回幹事会）	
5	【態容補正】勤労福祉会館管理運営費の廃止	この事案について、都側は、平成28年度財調協議以降、引き続きの検討課題として認識している。 平成29年度財調協議において、都側は標準区としての「あるべき需要」を考える上で、勤労福祉会館と商工振興センターは同じカテゴリーの中で一体的に整理すべきと提案した。区側からは「設置条例における設置目的については数区で重複部分を確認できるが、業務内容における会議室等の貸出し機能の一部のみの重複をもって態容補正の見直しを行うことは妥当でない。」との発言があった。勤労福祉会館と商工振興センターの設置目的や会議室等の貸出し機能が重複している事実について、区側も認識している。その一方で、都側が例示した会議室等の貸出し機能の重複についてのみ焦点を当て、実態があることを理由に反論した。 このように、平成28年度財調協議以降、協議を重ねているが、都区の議論がかみ合わず合意には至っていない。 また、都側は、平成29年度財調協議における区側の意見を踏まえ、これ以降毎年度特別区の実態調査（設置目的・事業内容・利用者種別・施設面積・決算など）を行っている。把握した実態も踏まえ、商工振興センターと勤労福祉会館とは財調制度における「あるべき需要」を考える上では、同じカテゴリーの中で一体的に整理すべきであると判断している。 区側も御存じのとおり、財調制度における標準区の「あるべき需要」とは、現に施設があり、経費が発生していることのみを捉えて設定している訳ではない。すなわち財調制度は決算を補填するものではない。 こうしたことから、都側としては、実態を踏まえつつ財調上の考え方を整理する観点から「勤労福祉会館管理運営費の態容補正の廃止」を提案する。 （第1回幹事会）	昨年度の都側の調査により把握した実態によると、商工振興センターと勤労福祉会館は明確に別施設である。 そのため、両施設に係る経費は個別に算定されるべきであり、両施設を財調制度上、同じカテゴリーの中で一体的に整理すべきとの都側の主張には合理性がないと考える。 （第2回幹事会）	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
6	土木自動車整備費の廃止	道路橋りょう費で算定している土木自動車整備費について、毎年度、都で実施している調査によると、賃借等の実績が少なく、特別区における標準的需要とは言えない状況である。そのため、当該経費の算定を廃止する。 (第1回幹事会)	特別区の実態として、当該経費は土木工事にかかる委託料や工事請負費に振り替わっていることが考えられるため、土木自動車の賃借等の実績値のみをもって見直すのではなく、関連する各事業の算定状況等を検証した上で見直す必要があると考える。 (第2回幹事会)	
7	【態容補正】公有水面埋立事業及び下水処理場覆がい事業の廃止	都市整備費の態容補正において、まちづくりに要する経費を算定対象としている23項目のうち、公有水面埋立事業及び下水処理場覆がい事業については、15年近く算定実績が無く、また、今年度行った調査結果によると、各区に今後の事業実施予定が無いことが確認できた。そのため、当該算定項目を廃止する。 (第1回幹事会)	今後の事業実施予定を含めた特別区の実態に基づくものであり、合理的かつ妥当な見直し内容と考えられるため、都側提案に沿って整理する。 なお、将来的に特別区が当該事業を実施した場合の財調上の対応について、区側としては特別交付金により算定すべきものとするが、都側の見解を伺う。 (第2回幹事会)	
8	【態容補正】地区計画促進事業における算定率の見直し	都市整備費の態容補正において算定している23項目のうち、国や都の補助事業については、基本的に補助対象事業費から補助額を控除した補助裏部分を「2/2」の算定率で算定しており、その他の区単独事業については、前年度実績額の「1/2」を算定している状況である。 地区計画促進事業については、平成15年度に都の補助制度が廃止されているにも関わらず、前年度実績額の「2/2」を算定しており、他の算定項目との均衡を失っている。 都市整備費の態容補正における算定の均衡を図るため、前年度実績額の「1/2」の算定率に改める。 (第1回幹事会)	地区計画促進事業は、地域ごとの課題や特徴を踏まえ、区民と区が連携しながらまちづくりを推進していくもので、区としては重要な事業である。また、防災性向上の観点からも同様であり、これらの考えは都の施策とも合致しているものと認識している。 都側提案の内容は、都の補助制度が廃止されたことで他の算定項目との均衡を図ることを目的に算定率を見直すものであるが、そもそも財調は、区の一般財源負担を「あるべき需要」の考え方をもって算定するものであり、都の補助制度と連動するものではなく、都側提案は妥当とは言えない。 (第2回幹事会)	
9	公園費の見直し	現在、土木費において算定している新設公園の事業量は「1,500㎡」となっており、毎年度当該面積を取得したものを整備する設定となっている。 しかし、今年度、直近3か年の整備状況について、実態調査を行ったところ、その事業量は「382㎡」であった。 このため、新設公園の事業量を、現行の「1,500㎡」から「400㎡」に見直す。 (第1回幹事会)	今回の都側提案は、公園新設に係る工事費、用地費の事業量について、特別区の直近3か年の整備実績に基づき見直すものだが、都側提案内容の精査が必要であることから、次回以降、区側の見解を述べさせていただく。 (第1回幹事会)	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
10	道路改良工事費及び公園維持管理費の見直し	平成29年度から、新たに事業認可を受けて都市計画事業として道路や公園の更新・改修を行う場合については、都市計画交付金の対象になる扱いとなった。 事業認可を受けて都市計画事業として更新・改修を行った場合、都市計画交付金と特別区財政調整交付金の土木費において、算定の重複状況が生じてしまう。 そのため、当該部分の重複算定の解消を図るべく、都市計画交付金交付対象事業における道路面積及び公園面積を測定単位から減じる。 (第1回幹事会)		
11	科学教育センター運営費の廃止	科学教育センター運営費において、標準区設定された当時の制度趣旨と現状の実施内容が乖離していることから、算定を廃止する。 (第1回幹事会)	都側の提案では、標準区設定された当時の制度趣旨と現状の実施内容が乖離しているとのことだが、現在、各区が実施している科学教室事業について、どのような点が乖離しているのか見解を伺う。 (第2回幹事会)	
12	学級・講座運営費の見直し	報償費について、標準区経費と区の実績値に乖離が生じているため、都の謝金支払い基準や区の実績等を勘案し、講師単価等の見直しを行う。 (第1回幹事会)	学級・講座運営費については、平成24年度財調協議においても報償費の見直しが提案され、区側から報償費に限らず事業全体の実施状況を踏まえた検証が必要であることを主張したところである。 区側の認識としては当時と変わらず、報償費のみを見直す都案は妥当ではない。 (第2回幹事会)	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
13	【態容補正】義務教育施設新增築経費の見直し	<p>義務教育施設の新築、増築等に要する経費を加算する態容補正について、既設校の増築に係る算定面積との整合性を図る観点から、新築校の校舎の建設費及び特定財源に係る算定面積を「国庫資格面積」とする見直しを行う。</p> <p>あわせて、統合校の建築費に係る算定面積を、「統合後の校舎の国庫資格面積から統合前の校舎の保有面積を差引いた面積」とする見直しを提案する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	<p>新築校の校舎の建設費に係る算定面積の変更については、過去5か年の財調協議においても同趣旨の提案があったが、その後大幅な状況の変化はない。</p> <p>文部科学省の「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」では、公立の義務教育諸学校等施設は、公教育を支える基本的施設であるとともに、地域住民にとっての生涯学習の場や災害発生時における避難所となるなど、多機能かつ重要な役割を果たす施設であり、地方公共団体の創意工夫を活かした着実な整備が必要とされている。こうした方針を踏まえ、特別区が着実な施設整備を図る上で、算定面積を実施面積から国庫資格面積に見直す合理的な理由はないと考える。</p> <p>また、統合による改築の算定面積の見直しについては、統合であれば必ず校舎全てが国庫資格面積となるわけではなく、統合学校の建物として使用することが著しく不適当な場合などに限られることから、国庫資格面積未分で算定することに合理性はないと考える。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	

【区側提案事項】

1 特別区相互間の財政調整に関する事項

基準財政需要額の調整項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	自治体中間サーバー・プラットフォーム運用経費負担金	区側提案は、各区に通知された負担金額をもとに、標準区経費を設定しており、合理的かつ妥当な水準と判断できることから、区案に沿って整理する。なお、次年度以降については、毎年度の負担金に連動してメンテナンスを行うことが適当であると考えているが、この点について区側の見解を伺う。 (第2回幹事会)	社会保障・税番号制度に係る事務を行う上で必要となる自治体中間サーバー・プラットフォーム運用経費負担金について、新規に算定する。 (第1回幹事会)	
2	広報広聴費（区民意識意向調査）	企画調査費において、調査・計画に係る委託経費が算定されており、その経費との重複が懸念される。この点について、どのように整理されているのか区側の見解を伺う。 (第2回幹事会)	広報広聴費について、区民の定住意向、区への愛着や誇り等の区民意識意向調査に係る経費を新規に算定する。 (第1回幹事会)	
3	被災者生活再建支援システム運用経費	平成29年度財調協議を踏まえ、共同利用型システムの導入状況やそれに要する経費を反映させた標準区経費の設定となっていることから、区案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	平成25年の災害対策基本法の改正により、罹災証明書の速やかな発行が市町村長の義務となったこと、また市町村長が被災者台帳を作成することができるようになったことに対応するための被災者生活再建支援システムの維持管理に係る経費について、新規に算定する。 (第1回幹事会)	
4	防災対策（災害医療体制検討会議）	厚生労働省通知に基づくとのことであるが、この通知により委員の設置が義務付けられるものではなく、各区の会議開催の実績をみても、現時点において標準区経費として設定する状況にはないと考えている。 (第2回幹事会)	防災対策について、平成24年3月厚生労働省通知「災害時における医療体制の充実強化について」に基づき運営する災害医療体制検討会議の委員に係る経費を新規に算定する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
5	防災井戸関係経費	<p>防災井戸については、各区の取組内容に差があることを踏まえると、標準的な経費として設定することは困難と考える。</p> <p>また、事業の性質上、人口に影響する部分が大きいと考えられるため、全比例により標準区経費を設定したとのことだが、各区の実績と人口の間に相関はなく、根拠が不明である。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>災害時の生活用水等を確保するための防災井戸に係る経費について、新規に算定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	
6	安全安心まちづくり推進事業費（自動通話録音機貸与事業）	<p>平成29年度財調協議において、平成28年度からの事業スキーム変更による影響をみた上で標準区設定すべきとして不調となった案件である。その際、変更後の貸出実績がない限り、合理的かつ妥当な水準の標準区経費を設定できない状況であるとの意見を伝えており、今回の提案では、平成29年度の予算を用いているが、予算額をもって標準区経費を設定することは、合理的理由に欠ける。</p> <p>あくまで、事業スキーム変更後の実績をもって標準区経費を設定すべきと考えるが、区側の見解を伺う。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>安全安心まちづくり推進事業費について、高齢者等に対する特殊詐欺被害の未然防止対策として実施する自動通話録音機貸与事業に係る経費を新規に算定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	
7	地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業経費	<p>総務省通知に基づき対応が必要な事業であることは理解する。しかし、補助金を受けていない区や経費が発生しない区もあるなど、各区様々な事情に応じて対応するものと認識しており、標準区経費としての設定は困難と考える。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>平成27年12月総務省通知「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」に基づく地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業に係る経費について、新規に算定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
8	都区市町村電子自治体共同運営システム経費	<p>都区市町村電子自治体共同運営システム経費については、現状においても、実態を踏まえた算定となっていると考えられているが、固定比率の見直しに関しては、都側としても、より実態に合った比率に見直す必要があると考える。</p> <p>また、負担金についても、協議会負担金とその他の負担金を併せた算定とすることが、標準区経費として妥当と考える。</p> <p>標準区経費の設定に当たっては、東京電子自治体共同運営協議会から通知されている、平成30年度の委託料及び負担金を用いた精査を行うことが必要と考える。あわせて、次年度以降については、毎年度の委託料及び負担金を用いてメンテナンスを行うことが適当であると考え、この点について区側の見解を伺う。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>都内区市町村の電子入札等の利用における、都区市町村電子自治体共同運営システムに係る経費について、算定を充実する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	
9	法務管理費（報酬）	<p>区政における弁護士活用の多様化については否定するつもりはないが、法務管理費に算定している経費は、あくまで顧問弁護士に係る報酬である。区側の調査には、この経費と性質を異にするものが見受けられ、適切な算定とはなっていないと考える。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>法務管理費について、区政における弁護士活用の多様化を踏まえ、顧問弁護士に対する報酬の算定を充実する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	
10	防災市民組織育成費	<p>平成27年度財調協議においても指摘しているが、資器材の内容について、標準区経費として算定すべき事項を整理できていない状況では、合理的に標準区設定を行うことはできず、見直しは困難である。</p> <p>なお、防災訓練災害補償等掛金については、標準区経費として妥当であるため、区案に沿って整理する。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>防災市民組織育成費について、特別区の実態を踏まえ、防災用資器材の購入に係る経費の算定を充実するとともに、防火防災訓練災害補償等掛金について新規に算定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
11	帰宅困難者対策用食料等の備蓄（一時滞在施設用）	区が一時滞在施設確保の役割の一端を担っていることは理解している。最終的な確保割合や規模については、現時点においても明確になっていない状況であるが、そうした状況においての標準区設定の考え方について、改めて区の見解を伺う。 （第2回幹事会）	一時滞在施設用の帰宅困難者対策用食料等の備蓄に係る経費について、算定を充実する。 （第1回幹事会）	
12	庁舎維持管理費（交換便等）	交換便業務については、平成19年度から委託経費として計上することと併せて人件費から当該経費分を除くことで、明確に整理した経緯がある。 郵便業務についても同様に、人件費との切り分けを行わなければ、重複算定が懸念され、妥当な標準区経費となっていないと考えられるが、この点について区側の見解を伺う。 （第2回幹事会）	庁舎維持管理費について、特別区の実態を踏まえ、交換便委託料に郵便業務委託料を追加算定し、算定を充実する。 （第1回幹事会）	
13	地域コミュニティ活動支援費	需用費・役務費については、平成21年度財調協議において、区民関係等事務費とのすみ分けを明確にする中で、地域コミュニティ活動支援費には不算入となった経緯がある。 また、委託料や負担金等についても、現行の標準区経費と異なる算定方法となっており、算定方法を変えるのであれば、合理的な説明を行うべきと考えるが、区側の見解を伺う。 （第2回幹事会）	地域コミュニティ活動支援費について、包括算定されている経費全体を見直し、算定を充実する。 （第1回幹事会）	
14	新地方公会計制度運用経費	平成29年度予算を用いた標準区設定については、経費の妥当性に欠けると考える。また、公会計システム運用経費については、財務会計システムでの運用を行っている区もあるため、併せて精査が必要と考える。 （第2回幹事会）	新地方公会計制度運用経費について、公会計システム運用経費を追加算定するとともに、財務書類作成委託料の算定を充実する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
15	公金取扱手数料	平成30年度から、公金取扱手数料が改定されることに伴い、現行算定を見直すものであることから、区案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	公金取扱手数料の受託業務経費について、平成30年度からの受託手数料単価の上昇を踏まえ、算定を充実する。 (第1回幹事会)	
16	監査委員費	常勤監査委員については、実態を踏まえると、現状の固定割合を変更する合理性はないものと認識している。 また、委託料について直営の経費との重複が考えられるなど、事業費の見直しについても、標準区経費の設定方法としての合理性に欠けると考える。 (第2回幹事会)	監査委員費について、一部固定費を導入するとともに、経費全体を見直し、算定を充実する。 (第1回幹事会)	
17	自治体総合賠償責任保険費	保険料の設定方法や特別区の実態を踏まえて現行算定を見直すものであることから、区案に沿って整理する。 なお、次年度以降についても引き続き、毎年度の負担金の予定額をもとにメンテナンスを行うことが適当であると考えるが、この点について区側の見解を伺う。 (第2回幹事会)	自治体総合賠償責任保険費について、保険料の一部が人口以外の指標で算出されているため、一部固定費を導入し、算定を改善する。 (第1回幹事会)	
18	全国市長会負担金	特別区の実態を踏まえた算定であり、概ね妥当と考えるが、標準区経費の設定にあたり、これまでの算定方法等を踏まえた精査が必要と考えるが、区側の見解を伺う。 (第2回幹事会)	全国市長会負担金について、負担金の見直しを踏まえ、算定を縮減する。 (第1回幹事会)	
19	全国市議会議長会負担金	特別区の実態を踏まえた算定であり、概ね妥当と考えるが、標準区経費の設定にあたり、これまでの算定方法等を踏まえた精査が必要と考えるが、区側の見解を伺う。 (第2回幹事会)	全国市議会議長会負担金について、負担金の見直しを踏まえ、算定を縮減する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
20	職員被服貸与費	特別区の実態に合わせて現行算定を見直すものであることから、区案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	職員被服貸与費について、特別区の貸与基準等の見直しを踏まえ、算定を縮減する。 (第1回幹事会)	
21	社会福祉法人認可等事務費	区側提案によると、例えば、報酬と委託料についてみると、いずれかが計上されている区、両方が計上されている区、いずれも計上されていない区など、各区によって内容が異なっている。この内容をもとに、標準区経費を設定することはできないと考える。 (第2回幹事会)	区市町村に移譲されている社会福祉法人認可等事務に係る経費について、新規に算定する。 (第1回幹事会)	
22	敬老事業費	区側提案に係る事業は、規模や実施形態を含めその必要性の有無について各区が財政状況や住民ニーズなどを踏まえて、政策的判断により行っているものであると考える。 (第2回幹事会)	高齢者を対象に敬老の日に記念品を贈呈する等の事業に係る経費について、新規に算定する。 (第1回幹事会)	
23	介護人材確保・定着支援事業費	区側提案によると、実施内容、規模等が各区によって異なることが伺われ、今回の提案内容から標準区経費を設定することはできないと考える。 (第2回幹事会)	介護人材の確保や定着支援を行う事業に係る経費について、新規に算定する。なお、特別区の実施実態を踏まえ、包括算定とする。 (第1回幹事会)	
24	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費	区側提案は、国庫補助事業の対象経費を基準財政需要額に算入するというものであるが、標準区経費の設定方法については、精査が必要であると考えられる。 (第2回幹事会)	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に係る経費について、新規に算定する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
25	定期利用保育補助事業費	区側提案は、平成29年度予算額をもとに設定され、各区が単独で実施している事業も含まれているが、標準区経費として合理的かつ妥当な水準を設定すべきであると考えている。 (第2回幹事会)	パートタイム勤務や育児短時間勤務等の保護者の多様な就労形態と保育需要に対応することを目的として、保育所等において児童を定期的に保育する事業に係る経費について、新規に算定する。 (第1回幹事会)	
26	認可外保育施設等保護者負担軽減事業費、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費	この提案に対する都側の認識は、平成29年度財調協議で示したとおりであるが、昨年度述べた内容を改めて申し上げますと、昨年度の区側提案は、平成28年度の予算をもとに標準区経費を設定するもので、平年度ベースの実績すら伺えず、標準区経費としての適正な水準が判断できないこと、一方で、待機児童対策が喫緊の課題であり、特別区においても更なる取組が必要な状況にあることから、都区財政調整においては、標準的な需要ではなく、臨時的な需要として位置付け算定すべきもの、との考えを示した。 さらに、区側からは、「都の事業期間と合わせて」、「算定がなされるべき」との強い考えが示されていたことから、都側としても、都区財政調整における算定として、その時点で取り得る方法を検討し、平成28年度再調整において、平成29年度以降に発生する経費も併せて、緊急対策の計画期間である5か年分の経費を一括して臨時的に算定することを提案した。 都側としては、このように、区側提案の趣旨及び内容、さらに、それまでの幹事会における区側の考えを踏まえ、これに沿う形で、都区財政調整における算定を検討し、提案をしたところであるが、区側からは、「都の発言に矛盾を感じている」との理由から、この提案について理解が得られなかった。 これらの協議の経過及び区側の発言を踏まえ、平成29年度都区財政調整においては、「待機児童解消緊急対策対応経費」として臨時的に算定し、平成30年度以降については改めて協議するものとして整理することになった。 今回の区側提案については、内容を確認のうえ、次回以降、都側の見解を述べさせていただく。 (第1回幹事会)	過去の協議においては、認可外保育施設等保護者負担軽減事業費の提案を幾度となく行ってきたが、都はその都度自主財源で対応すべき事業であると主張し、協議不調が続いてきた。 平成29年度財調協議においては、都の平成28年度補正予算「待機児童解消に向けた緊急対策」の趣旨を鑑み、特別区の実態を踏まえた両事業の算定を区側から提案した。 それに対して、都側は、各区の実態を把握できる状況にないことから、標準区経費の水準が適正か判断ができず、臨時的な経費として位置付け、毎年度協議する必要があると主張した。 その一方で、都側は、平成28年度財調の再調整に関して、緊急対策の計画期間である5か年分の経費を一括して臨時的に算定する提案をしたため、区側から都側の主張の矛盾を指摘したが、明確な回答はなかった。 結果的に、両事業を「待機児童解消緊急対策対応経費」として単年度分を臨時的に算定するという都側の主張をあくまで暫定的な整理として受け入れ、次年度以降、改めて協議することとなった。 今回は、昨年度協議における「各区の実態を把握できる状況にない」との都側の主張を踏まえ、全区で事業を実施している実態をもとに、改めて提案を行うものである。 都の平成30年度予算要求においても、当該事業の予算要求がなされていることから、もはや臨時的な需要ではないことは明らかである。 喫緊の課題として社会問題となっている待機児童対策について、現在、都区双方が思いを一つにして協働で施策を展開している状況である。特別区が安定的に保育サービスを区民に提供していくため、ひいては深刻な少子化をくい止めるため、当該事業を標準的な需要として算定することが必要と考える。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
27	【態容補正】区立保育所管理運営費・私立保育所施設型給付費等（年度途中開所保育所運営費）	平成29年度財調協議でも申し上げたが、特別区財政調整交付金の算定方法として、普通交付金の算定方法に係る基準日が4月1日現在とされていることから、4月1日その他の一定の基準日の数値により算定を行うことが合理的であると考え。 (第2回幹事会)	年度途中に開所した場合及び定員拡大を実施した場合の初年度の保育所運営に係る経費について、新規に算定する。なお、平成29年度財調協議の結果を踏まえ、今回は態容補正による算定を提案する。 (第1回幹事会)	
28	国民健康保険事業助成費（データヘルス計画等）	データヘルス計画については、国のガイドライン、また今後策定予定の東京都国民健康保険運営方針の中でも計画策定が求められていることは認識している。 しかしながら、区側の示す各区の実施状況を見る限り、標準的な計画の策定方法が確認できないため、現時点では標準区の設定は困難と考える。 (第2回幹事会)	国の保健事業指針に基づくデータヘルス計画及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査等実施計画の策定に係る経費について、新規に算定する。 (第1回幹事会)	
29	宿泊所等管理運営費	区側提案は、標準区経費として設定されている分担金のうち施設整備費部分を見直すというものであるが、標準区経費の設定方法については、積算方法も含めて精査が必要であると考え。 (第2回幹事会)	特別区人事・厚生事務組合が管理している宿泊所等施設等の管理運営等に係る特別区の分担金について、施設整備経費を見直し、算定を充実する。 (第1回幹事会)	
30	心身障害者緊急一時保護事業費	区側提案は、各区が単独で実施している事業をもとに標準区経費を設定するものであるが、各区により実施状況が異なることが伺え、標準区経費の設定として妥当ではないと考え。 (第2回幹事会)	心身障害者緊急一時保護事業費について、法定外扶助の都型ショートステイ及び家庭保護に係る経費を見直し、算定を充実する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
31	地域生活支援事業費	区側提案は、地域生活支援事業のうち一部の事業が平成28年度に一般財源化されたことから、調査結果をもとに財調に反映させるというもので、見直しは妥当であると考えられる。 なお、標準区経費の設定方法については、精査が必要である。 (第2回幹事会)	地域生活支援事業費について、国庫補助対象外となった自動車運転免許・改造助成費を追加し、算定を充実する。 (第1回幹事会)	
32	介護保険サービス利用者負担軽減補助事業費	本経費は平成26年度財調協議において新規算定されたものであるが、標準区経費の設定が据置きになっている。今回、区側の調査結果をもとに見直すことは妥当であるが、標準区経費の設定方法については、精査が必要であると考えられる。 (第2回幹事会)	介護保険サービス利用者負担軽減補助事業費について、国庫補助・都補助対象経費を見直し、算定を充実する。 (第1回幹事会)	
33	区立保育所管理運営費（公設民営委託料）	区立保育所管理運営費で算定されている委託施設の管理運営委託経費は、全費目共通の変動率を乗じて金額を改定している。 今回の区側提案は、保育士等の処遇改善を反映させるというものであるが、標準区における対象経費の積算方法について精査が必要であると考えられる。 (第2回幹事会)	区立保育所管理運営費について、処遇改善等の上乗せに伴い、増大している公設民営保育所の委託料を見直し、算定を充実する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
34	私立保育所施設型給付費等	施設型給付費の処遇改善等加算について、標準区経費における加算率は、平成28年度財調協議において設定したものである。 待機児童解消に向けて保育所の設置が進んでおり、現在の実施状況をもとに見直すことは妥当であると考え。 処遇改善等加算Ⅱについて、区側の調査結果によると、標準区経費の設定のもとになっている施設数の集計について、処遇改善等加算Ⅰと処遇改善等加算Ⅱで異なっている。この点及び標準区経費の設定方法について確認されたい。 (第2回幹事会)	私立保育所施設型給付費等について、処遇改善等加算に係る経費を見直し、算定を充実する。 (第1回幹事会)	
35	【態容補正】私立認定こども園施設型給付費	施設型給付費の処遇改善等加算について、標準区経費における加算率は、平成28年度財調協議において設定したものである。 今回、私立保育所と併せて実施状況を把握して見直すことは妥当であると考え。 処遇改善等加算Ⅱについて、区側の調査結果によると、標準区経費の設定のもとになっている施設数の集計について、処遇改善等加算Ⅰと処遇改善等加算Ⅱで異なっているが、この点について確認されたい。 (第2回幹事会)	私立認定こども園施設型給付費について、処遇改善等加算に係る経費を見直し、算定を充実する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
36	利用者負担（保育所等）	<p>都区財政調整における保育所等の利用者負担額の設定について、都側としては、これまでの財調協議でも示しているとおり、子ども・子育て支援法における施設型給付費に係る利用者負担額の定めや、地方交付税における施設型給付費の積算方法を踏まえ、国基準によるべきものと考えている。</p> <p>また、平成29年度財調協議でも申し上げたが、都の「待機児童解消に向けた緊急対策」の1つである「認可外保育施設利用支援事業」は、認可保育所等の利用者負担額のあるべき水準を示すものではない。</p> <p>今回の区側提案については、内容を確認のうえ、次回以降、都側の見解を述べさせていただく。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>平成29年度財調協議においては、区側から、特別区と都内市部の実態を比較検証した結果、特別区の利用者負担の水準が都内市部と同水準であることが確認できたことから、特別区における利用者負担の水準は標準区として合理的かつ妥当な水準であり、特別区の実態を適切に財調に反映させるよう提案した。</p> <p>しかし、都側は国基準での設定が妥当であると主張し、2年続けて協議不調となった。</p> <p>同様に、昨年度の協議で区側から、平成28年度東京都補正予算において創設された認可外保育施設利用支援事業との整合を図る意味でも、区案による算定に改めるべきと主張した。</p> <p>その意図を改めて具体的に申し上げると、創設された事業では、認証保育所の利用者負担額について都と区市町村で1/4ずつ、合わせて1/2を補助し、実際の利用者負担額を残る1/2とするもので、補助対象額に上限はあるものの、その上限以内であれば、必ず1/2が補助されるスキームとなっている。</p> <p>これに従えば、例えばある認証保育所の3歳未満児の利用者負担額が、認可保育所等の現行の財調算定額と同じ45,126円であれば、その1/2が補助されるので、実際の利用者負担額は22,563円となる。</p> <p>これは、区側が主張している特別区の実態を踏まえた認可保育所等の3歳未満児の利用者負担額である25,970円よりも低い水準となっている。このことは、都が認証保育所で妥当と認めている利用者負担の水準からすれば、区側が提案している水準は当然認められるべき水準であることを示していると考ええる。</p> <p>認証保育所では認められている利用者負担の水準を、認可保育所等では認めないとする都の考え方は矛盾しており、改めて、特別区の実態を平成30年度財調に適切に反映させるべきと考ええる。</p> <p>国では、「幼児教育の重要性に鑑み、すべての子供に質の高い幼児教育を保障することを目指す」として、幼児教育無償化の検討がされている。区が行っている利用者負担の軽減は幼児教育無償化を重要課題と掲げる国の方針とも合致しており、是非区案に沿って整理されるようお願いする。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
37	支払代行業務委託費（社会福祉費・老人福祉費・生活保護費・児童福祉費）	支払代行業務委託費は平成16年度に設定して以降、単価が据置きとなっており、単価の見直しは妥当であると考えられる。 あわせて、件数についても今回の調査結果により見直すとの提案であるが、標準区における設定方法については、精査が必要である。 （第2回幹事会）	給付費等に係る支払代行業務委託費について、単価を見直すとともに対象となる事業を整理し、算定を改善する。 （第1回幹事会）	
38	健康増進計画・食育推進計画策定経費	健康増進計画と食育推進計画というそれぞれ別の根拠を持つ計画を一体として策定することとしているが、この両者を一体として策定することが妥当と言えるのか、区側の見解を伺う。 また、各区における委託内容を整理したうえで経費を設定すべきであると考ええる。加えて、消耗品費については適当とは言えない経費が含まれることから内容を精査すべきであると考ええる。 （第2回幹事会）	健康増進法に基づく健康増進計画及び食育基本法に基づく食育推進計画の策定に係る経費について、新規に算定する。 （第1回幹事会）	
39	公害保健対策費（自動車騒音・振動・交通量調査経費）	法令等により、各区において実施が必要な事業であることは理解できる。しかしながら標準区における本事業の実施形態は、区側の調査結果を見ると委託により行うことが原則であり、委託内容は道路延長等とある程度の相関性が見られるものと思われるが、一部説明できないものがあるように見受けられるため、経費を精査すべきと考ええる。 （第2回幹事会）	公害保健対策費について、自動車騒音常時監視、自動車騒音調査、自動車振動調査及び自動車交通量調査に係る経費を新規に算定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
40	鳥獣被害対策事業費（アライグマ・ハクビシン対策）	<p>区案では、本事業は「東京都区市町村との連携による地域間協力活性化事業（外来種の積極的防除事業）」を活用することが前提となっている。この補助を受けるにあたっては「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に同意することが必要であるが、当該計画の計画期間は平成32年度末までであることから、平成32年度までの時限的な算定が適切と考える。</p> <p>また、区案の経費を確認したところ各区间で単価や規模の乖離が激しく、このままでは標準区を設定することは難しいように見受けられる。各区の委託内容を精査したうえで経費を設定すべきと考える。</p> <p>加えて、区案は経費を全比例で設定しているが、アライグマ等の生息数と人口との相関性は無いものとする。</p> <p>これらのことを整理したうえで、改めて標準区を設定すべきであるとする。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>鳥獣被害対策事業費について、アライグマ・ハクビシンの防除事業に係る経費を新規に算定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	
41	健康相談事業費	<p>39歳以下の健康診査について、区案では保健所での直接実施と委託による実施が混在しているように見受けられ、標準区における本事業の実施形態はどのような形が適切かが判断できない。</p> <p>また、各区の経費に人口規模等で説明できない著しい乖離があるまま標準区を設定していることは適切ではない。この原因の一つとして、各区における39歳以下健診の対象者の範囲、実施回数等にばらつきがあることが考えられることから、健診対象者の範囲等についても整理し経費を設定すべきである。</p> <p>なお、小規模事業所従業員等健診については事業実施区の状況をみても標準区として算定することが適当な規模とは言えないものとする。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>健康相談事業費について、算定対象を「39歳以下の健康診査」と「行政対応が必要な小規模事業所の従業員向け健康診査と障害者健康診査」に整理し、算定を充実する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
42	予防接種費（事務経費）	厚生労働省の「定期接種実施要領」ではA類疾病、B類疾病の別はなく、また当該要領から見る予防接種における事務内容を見てもこの両者を合わせて実施することについて特段の不合理性は無いと思われることから、事務経費の統合については区案のとおり整理する。 しかしながら区側の示す各区の実施状況を確認する限り、標準区としてのあるべき実施体制が確認できないため、本事業における標準的な事務を整理の上経費を設定すべきであると考える。 （第2回幹事会）	予防接種費について、予診票等の封入封緘委託経費を追加算定するとともに、事務経費の算定を充実する。また、各々の事業で算定している事務経費をA類疾病の予防接種費に統合する。 （第1回幹事会）	
43	予防接種費（接種率等）	区案では、一部接種費について接種率が100%を超えているものがあるが、標準区の考え方からすると100%を超える需要が発生することは適当ではないと考える。 この要因の一つとして、過年度に接種を受けるべきであった者が当該年に受けていることがあると考えられることから、接種率の設定にあたっては複数年の結果をもって見直すことが適当と考える。 また、平成29年度財調協議において算定を見直した日本脳炎Ⅱ期接種の接種率については、直近の実態である今回の区側調査結果に基づき整理するが、これについても複数年の実績値が得られた段階で改めて見直すことが適当と考える。 なお「ジフテリア・百日ぜき・破傷風」を「ジフテリア・破傷風」と名称変更することについては妥当であると考えられることから、区案のとおり整理する。 （第2回幹事会）	予防接種費について、A類疾病の四種混合ほか5予防接種の接種率等を見直し、予防接種委託料の算定を充実する。また、「ジフテリア・百日ぜき・破傷風」の名称を「ジフテリア・破傷風」に変更する。 （第1回幹事会）	
44	自殺防止対策事業費	区案を確認したところ、各区の経費にばらつきがある中で、標準区における本事業の実施内容が確認できないため、標準区を設定することが困難である。本事業の標準的な事業実施内容を検討したうえで再設定すべきと考える。 （第2回幹事会）	自殺防止対策事業費について、東京都地域自殺対策強化補助事業補助金の対象事業や補助率の見直しを踏まえ、算定を改善する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
45	性感染症対策費	区案は各区の実態に基づき整理されており、妥当であることから、区案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	性感染症対策費について、健康相談事業費で算定されている性感染症検査を統合し、算定を改善する。 (第1回幹事会)	
46	環境衛生費（水質検査）	区案は各区の実態に基づき整理されており、妥当であることから、区案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	環境衛生費について、健康相談事業費で算定されている水質検査に係る経費を統合し、算定を改善する。 (第1回幹事会)	
47	精神保健対策費	両事業の統合については、事業の内容及び各区の実態からみて妥当なものと考えられることから、区案のとおり整理する。 なお経費についてであるが、各区間の数値にばらつきがあるまま設定されており妥当とは言えない。標準的な事業内容について整理検討したうえで改めて設定すべきである。 (第2回幹事会)	精神保健対策費について、精神保健相談事業費を統合し、算定を改善する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
48	清掃費の見直し	<p>区側提案は、「標準区ごみ量の見直し」、「収集運搬モデルの改定」及び、前回の見直しを行った平成27年度財調協議と同様の手法により、乖離の見られる各項目について見直しを行ったとのことである。</p> <p>また、近年各区で実施の進んでいる「ピックアップ回収」による資源量などを新たに勘案されたとのことである。</p> <p>こうしたことから、提案内容については、見直し項目が多岐にわたるため、内容を精査の上、次回以降、都側の見解を述べさせていただく。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>今回の見直しは、「標準区ごみ量については3年程度を基本に見直す」という都区の確認をもとに、前回の見直しの平成27年度財調協議から3年が経過することから、清掃費全体について実施するものである。</p> <p>今回の見直しにあたっては、事前に都区合同で実施した調査結果に基づき、次の3つの視点に立って見直しを行いたいと考える。</p> <p>まず1点目は、「標準区ごみ量の見直し」である。</p> <p>現行の標準区ごみ量については、平成25年度のごみ量と人口の回帰分析により設定しているが、今回はこれを直近の実績である平成28年度のごみ量と人口に更新するとともに、近年各区で実施が進んでいる不燃ごみの中から資源物を選別しリサイクルするピックアップ回収による資源量をごみ量に加算し、設定している。</p> <p>2点目は、「収集運搬モデルの改定」である。</p> <p>いま説明した見直し後の標準区ごみ量と平成29年度の各区の収集作業計画をもとに、前回改定時と同様の手法を用いて収集運搬モデルを改定している。</p> <p>3点目は、「ごみ量の変化等により、実態と算定に大きな乖離の生じている項目の見直し」である。</p> <p>作業運営費やリサイクル推進事業費など特別区の実態と大きな乖離が見られた項目を中心に、11項目について算定の改善を図るものである。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	
49	公衆浴場助成事業費	<p>公衆浴場助成事業費については、平成27年度財調協議において区側から提案があり、公衆浴場の箇所数と合わせて経費単価の見直しを行ったところである。</p> <p>都福祉保健局の資料によると、それ以降も区部において毎年20か所程度の浴場数が減少している。</p> <p>今回の区側提案について、なぜ提案するのか。</p> <p>現状、問題点、区の実態等を踏まえ、提案意図・趣旨を確認したい。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>公衆浴場助成事業費について、公衆浴場数及び助成単価を見直し、算定を充実する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
50	商工振興費（工業振興費助成）	工業振興費助成については、平成21年度財調協議において区側から提案があった。 区側の実態を踏まえ、標準区において核となる事業を整理した上で、ひとつひとつの事業について、内容を十分に把握し、検討した結果、新規算定したものである。 今回の区側提案について、なぜ提案するのか。 現状、問題点、区の実態等を踏まえ、提案意図・趣旨を確認したい。 （第2回幹事会）	商工振興費について、包括算定されている工業振興費助成全体を見直し、算定を充実する。 （第1回幹事会）	
51	都市整備総務費（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画策定経費）	区側提案は、各区が緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を策定している状況と、現在、財調において未算定であることを理由に新規算定を提案している。本計画について、都市緑地法上、基礎自治体に計画策定の義務はなく、また当該経費を地方交付税においても算定されていない状況の中、財調における標準的な需要と考える区側の見解を伺う。 （第2回幹事会）	都市整備総務費について、都市緑地法に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の策定に係る経費を、新規に算定する。 （第1回幹事会）	
52	道路占用料		道路占用料について、特別区における平成28年4月の改定を踏まえ、算定を改善する。 （第1回幹事会）	
53	公園使用料・占用料	区側提案の調査結果において「公園占用料」の平成28年度決算額が、ゼロの区が数区存在し、占用料の徴収対象物件の性質を鑑みると、数値の精査が必要であると考えられる。 （第2回幹事会）	公園占用料について、特別区における平成28年4月の改定を踏まえ、算定を改善するとともに、公園使用料についても算定を改善する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
54	特別区債（道路改良）の見直し、 【態容補正】道路・橋りょうの新設及び拡幅等の特別区債、公債元利償還金の見直し	<p>「道路改良における特別区債の算定については、特別区でほぼ実績が無いことから、その元利償還金を含め廃止する」という区側提案内容について、異論はない。</p> <p>今年度の協議で新たに提案された「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる態容補正」について、区側の提案内容は『事業費から実際の特別区債発行額を特定財源として差し引き、さらに、その元利償還金について「その他諸費」の「公債元利償還金」において、新たに算定するよう見直しを行う』というものである。</p> <p>しかし、今まで特別区債及びその元利償還金を本態容補正の中で算定していなかった状況の中、特別区の起債の状況に変化が見られない以上、算定方法を改める必要はないと考える。</p> <p>また、事業費に乘じる「3/4」という係数について、本態容補正は、特別区都市計画交付金の対象とならない道路事業を算定対象とし、前年度実績額に「3/4」を乗じて需要額を算出している。</p> <p>一方、都市計画交付金の対象となる事業認可を得て行う都市計画事業については、「1/4」相当を都市計画交付金で算定し、残りの「3/4」相当を財調上、その他諸費の財産費において算定しており、需要の「4/4」が算定されている。</p> <p>都市計画事業は、都市計画法に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的に行われる事業であり、都市計画に定められていない事業とは、当然その性格を異にするものである。</p> <p>したがって、「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる態容補正」において、加算額を算出するにあたり「3/4」を事業費に乘じることは、妥当と考える。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>平成29年度財調協議において都側から提案のあった「道路改良における特別区債の見直し」については、都区の見解が一致せず不調となった。</p> <p>これを踏まえ、今回、区側で「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる態容補正の見直し」等も含め、一体的に検討を行った。</p> <p>今回の提案は、特別区の実態を踏まえ見直しを行うものであり、具体的には、まず道路改良における特別区債の算定については、特別区でほぼ実績が無いことから、その元利償還金を含め廃止する。</p> <p>次に、「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる態容補正」において、加算額を算出するにあたり、事業費から実際の特別区債発行額を特定財源として差し引き、さらに、その元利償還金について「その他諸費」の「公債元利償還金」において新たに算定するよう見直す。</p> <p>加えて、態容補正の加算額を算出するにあたり、事業費に乘じられている係数「3/4」について、根拠が不明確であることから廃止する。</p> <p>いずれも、特別区の実態や平成29年度財調協議で明らかになった課題等を踏まえ整理した内容となっており、今回提案した内容で取りまとめられたい。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	
55	【小・中学校費】 学校運営費（ICT支援委託）	<p>本経費はICT機器の機能を活用するという点において、ICT機器整備と不可分の経費である。その点で、平成29年度財調協議で「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」を根拠に提案のあった電子黒板・実物投影機整備経費と同時に提案のなかったことの整合性について、区側の見解を伺う。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>学校運営費について、教職員のICT機器活用のサポート等を行うICT支援委託に係る経費を新規に算定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
56	【小・中学校費】 学校運営協議会等 経費	法改正で努力義務化された内容は学校運営協議会についてであって、類似の会議体や学校評議員制度ではない。包括した経費ではあるべき需要として不明確であり、基準財政需要額として算定するべきではない。 (第2回幹事会)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化されたことから、学校運営協議会に係る経費と、関連する学校評議員に係る経費について、新規に算定する。 (第1回幹事会)	
57	いじめ問題対策委員会等経費	区側提案は平成28年度財調協議の結果を踏まえて、内容を見直し、提案されたもので、標準区経費として合理的かつ妥当な水準になっていることから、区側提案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	いじめ防止対策推進法に基づく、いじめ問題対策委員会等に係る経費について、新規に算定する。 (第1回幹事会)	
58	P T A活動推進費	本経費において、基準財政需要額のあるべき需要をどのように捉えているか不明確である。区側提案は補助金の支出、広報資料の作成等、研修会の実施の三点を挙げているが、各区で取組及び補助の対象にばらつきがある現状に照らすと、各区が財政状況を勘案の上、独自の政策判断により実施しているものと考えられ、基準財政需要額として算定するべきではない。 (第2回幹事会)	補助金の交付や研修会の実施など、P T A活動推進に係る経費について、新規に算定する。 (第1回幹事会)	
59	私立幼稚園協会補助事業費	補助実態は各区で共通しているものの、何をあるべき需要と捉えるか不明確である。本事業は、各区が財政状況を勘案の上、独自の政策判断により実施しているものと考えられ、基準財政需要額として算定するべきではない。 (第2回幹事会)	私立幼稚園の振興と教育内容の充実を目的に実施される、私立幼稚園協会補助事業に係る経費について、新規に算定する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
60	私立幼稚園等保護者負担軽減事業費	<p>私立幼稚園等保護者負担軽減事業費については、過去の協議においても同趣旨の提案があったが、その後状況の変化はない。また、これまでの協議でも申し上げているとおり、本事業は各区の保育料に対する単独加算額に大きな幅があること、補助対象者に対して所得制限を設定しない区が大半を占めていることから、各区が財政状況を勘案の上、独自の政策判断により実施しているもの、との考えから基準財政需要額として算定するべきではない。</p> <p>「TOKYO子育て応援幼稚園」事業と本事業の趣旨が合致すると仮定しても、それは必要性のみの議論であって、あるべき需要に係る議論の一部分のみを主張しているものに過ぎない。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>私立幼稚園等保護者負担軽減事業については、平成29年度財調協議でも申し上げているが、年々格差が広がる区立幼稚園等との負担格差軽減を図るとともに、保護者が選択できる保育サービスの裾野を広げる上で、特別区における喫緊の課題である待機児童解消に資するものであると考えている。</p> <p>都は、今年度から「2020年に向けた実行プラン」における「多様な保育サービスの拡充」という柱立てのもと、「TOKYO子育て応援幼稚園」事業を通じ、私立幼稚園が待機児童解消の一助となるよう取組を進めている。本事業はこうした都の姿勢とも合致するものであり、是非区案に沿って整理されるようお願いする。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	
61	音楽鑑賞教室	<p>基準財政需要額に算入された昭和54年当時と比較して、児童生徒が音楽に触れる手段・機会は大幅に増えており、現在において、基準財政需要額の充実を図る理由は存在しないと考えるが、一部比例費を導入し充実提案を行う趣旨について、区側の見解を伺う。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>音楽鑑賞教室について、児童生徒数が経費の多寡に比例する傾向を踏まえ、一部比例費を導入するとともに、算定を充実する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	
62	私立幼稚園施設型給付費	<p>施設型給付費の処遇改善等加算について、標準区経費にかかる加算率は、平成28年度財調協議により設定したものである。今回、区側の調査結果による標準区経費の見直しは妥当であることから、区側提案に沿って整理する。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>私立幼稚園施設型給付費について、処遇改善等加算に係る経費を見直し、算定を充実する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
63	<p>【投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（建築工事）、【経常・投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（土木工事）</p>	<p>現在の建築工事・土木工事単価における物騰率の算出方法は、平成29年度財調協議でも申し上げたとおり、これまでも急激な景気変動時であっても物騰率の算出方法を変更しておらず、また、財調上の物騰率が各区建築予算単価や国土交通省公共工事設計労務単価の変動率と比較して、その差も大きくないことから、見直しの必要はないと考える。</p> <p>平成26、27年の2か年分の急激な上昇率を踏まえて算出した工事単価は、あくまで臨時的なものであり、現行の物騰率により算出した工事単価が、各区の建築予算単価や国土交通省公共工事設計労務単価などの実態と比較して、乖離しているかどうか毎年度検証する必要があると考える。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>平成29年度財調協議では、建築工事・土木工事の工事単価について、特別区の実態との乖離が大きくなっている状況を踏まえ、区側から、各区予算単価や国土交通省・公共工事設計労務単価の上昇率を反映した工事単価となるよう改善するとともに、今後も同上昇率に基づき改定されるよう、物騰率算出方法を見直すことを提案した。</p> <p>それに対し、都側は、物騰率算出方法は見直す必要はなく、短期的で急激な労務単価の上昇を財調に反映するのであれば、平成26、27年度の2か年の増加率のみ工事単価に反映した上で、当該上昇分を引き続き反映すべきか、毎年度協議する必要があるとの見解であった。区側としては、課題の抜本的な解決とはならず了承しかねるところではあるものの、工事単価の見直しが喫緊の課題であることを踏まえ、あくまで暫定的な整理として、都側提案を一旦受け入れたところである。</p> <p>今回の提案にあたっては、現行の物騰率が特別区の実態に即したものになっていない以上、物騰率算出方法を見直し、実態を適切に反映した工事単価となるよう改善すべきという考えに変わりはない。</p> <p>しかしながら、本来あるべき物騰率算出方法の見直しは、昨年度の協議経過や現在の財源状況を勘案すると、自主自律的な観点から今後の協議課題とせざるを得ないと考えており、工事単価の設定については、昨年度の整理に沿った形で提案することとする。</p> <p>一方で、都側は、工事単価の上昇分の反映について、毎年度協議する必要があるとの見解であったが、変動率が安定的に推移している現状においては、その必要はなく、今後大きな状況の変化があった場合に、改めて検討していくべきものとする。</p> <p>老朽化が進む公共施設の適切な維持・更新が特別区にとって大きな課題となる中、昨年度の協議内容を踏まえて取りまとめた内容となっているので、是非、区側提案の趣旨に沿って整理されるようお願いする。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	

2 その他関連する項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	特別交付金	<p>現行の特別交付金の割合は、平成19年に都と区の協議を経て、調整税の配分割合の変更と併せて財調条例本則を2%から5%に改正したものである。</p> <p>各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでいる。</p> <p>これまで普通交付金の算定改善にも取り組んできたが、近年の特別交付金の申請状況を見ても、普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、現行割合の5%を大きく超える規模で毎年申請されている。これらの財政需要を着実に受け止めるためには、現行の5%が必要であると考え。</p> <p>次に、特別交付金の算定ルールについて、「各区分で少なくとも算定されるべき内容を都区で確認する」とのことだが、地方自治法施行令において、「特別交付金は、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付する」とされているなど、あらかじめ都と区とで、特定の事項について算定することを約束するものではない。</p> <p>都は、申請があった案件について、申請内容を1件1件精査した上で、算定している。</p> <p>また、現行の算定ルールは、透明性・公平性確保の観点から、都区合意に基づき策定されており、「3つの視点に基づき、具体的な算定メニューとして例示」したとする事項についても、この算定ルールもしくは「東京都総務局行政部 区政課の通知」において、算定対象として明記されていることから、改めてこのような整理は不要と考える。</p> <p>このため、都側としては、現時点において算定ルールを見直す必要はないと考える。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	<p>本年度の協議では、区側から2点提案する。</p> <p>1点目は、「特別交付金の割合の引き下げ」についてである。</p> <p>区側としては、過去の財調協議でも申し上げているが、「各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るため、割合を2%に引き下げるべき」と考えている。</p> <p>平成29年度財調協議において普通交付金の財源不足が生じ、自主自律的な対応を図る観点から、基準財政需要額を圧縮する区側提案の見直しを行っている。このことから、普通交付金の割合を引き上げる必要があると考える。</p> <p>2点目は、「算定の透明性・公平性を高めること」についてである。</p> <p>同様に、昨年度協議では、区側から、算定ルールの改善を都区で検討する事務協議の場の設置を求めたのに対して、都側からは「都と区の協議により策定した算定ルールに則って適切に算定しており、透明性・公平性は確保されている」、また、「現時点で算定ルールを見直す必要はなく、ルールの見直しが必要と考えるのであれば、区側で具体的な検証が必要」との認識が示され、協議不調となっている。</p> <p>しかしながら、今回、区側における具体的な検証の一環として各区へ実施したアンケート調査の結果では、特別交付金について、「不透明である」と感じている算定が多々存在することが確認された。算定の透明性・公平性を高めることについては、都知事の「都政の透明化」の方針とも合致しており、特別区においても、税の使途に関する区民への説明責任などの透明化が求められていることから、都区共通の課題であると考えている。</p> <p>(続きあり)</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	特別交付金 (つづき)		<p>そこで、現在の算定ルールにおいて、算定メニューの例示が可能と考えられる、『地方交付税における特別交付税の算定事業』、普通交付金の過去の協議において『普遍性の観点から協議不調もしくは算定廃止になった事業』、『特別交付金の3月交付分に関する東京都総務局行政部区政課の通知に記載された事業』の3つの視点に基づき、具体的な算定メニューを例示した。メニュー化の趣旨としては、各区分の算定内容を限定列挙したり、例示したメニューに当てはめて申請することを想定しているものではなく、透明性・公平性を高める観点から、各区分で少なくとも算定されるべき内容を都区で確認することを目的としている。</p> <p>都区で過去に確認している現在のルールに加え、各項目に該当する具体的なメニューを例示し、今後も追加・更新していくことで、算定ルールをより適正に運営することが可能となり、算定の透明性・公平性を高めることに繋がると考えているので、是非、前向きにご検討いただきたい。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
2	減収補填対策	<p>年度途中の調整税の減収対策についてだが、御承知のように、減収補填債のうち赤字債部分は、大幅な減収があったことだけをもって発行が認められる訳ではなく、5条債を充当してもなお、適正な財政運営を行うために必要とされる財源に不足が生ずると認められる場合に限り、発行が認められるものである。</p> <p>区側で行ったシミュレーションについて、都はその内容の是非を述べる立場にはないが、私どもがイメージするシミュレーションとは、各区が大幅な減収という状況に対し、それぞれ歳出削減や基金の取り崩し、起債や振興基金の活用を図っても、なお赤字債発行をしなければならない状況になるということを示すようなものである。 （第1回幹事会）</p>	<p>区側としては、調整税の一定割合は特別区の固有財源としての性格を有する以上、都税であることを理由に、一般の市町村がとりうる減収補填対策に見合う対応策を特別区だけが講じられず、それに代わる方法すら無いのは、制度上問題であると考えている。</p> <p>平成29年度財調協議では、区側から、具体的な対応策の構築に向けて早急に検討を進めていくため、事務協議の場の設置を求めたのに対して、都側は、特別区で現在どのような影響が生じているのか、激甚災害等を想定するならば、その際に減収の規模や赤字債発行の必要性をどのように見込んでいるのかという点について、区側で具体的な検証があつて、見直しの必要性を提起していくことが、まずは必要であるとの見解であつた。</p> <p>そこで今回、区側では、実際に起こりうる事態を想定した、財政上のシミュレーションを行っている。</p> <p>まず、特別区が、一般の市町村と同様の減収補填対策が可能と仮定した場合、リーマンショックの影響が表面化した平成21年度のケースでは、600億円規模の減収補填債特例分を発行できる想定になる。しかしながら、特別区は減収補填債を十分に活用できなかったこともあり、財調基金の取崩し等により対応した経緯がある。</p> <p>一方で、リーマンショック級の経済危機が発生した場合と、激甚災害が発生した場合について、特別区における初年度の影響額を試算したところ、それぞれ1,500億円、1,400億円規模の減収が想定されることが明らかになった。財調基金積立額は景気状況の変化に左右されやすく、最悪の場合、枯渇することも十分に考えられる。そのような状況下で、経済危機や激甚災害が発生した場合、発生初年度において、年度途中の大幅な減収に対応できないことが想定しうると考えられる。</p> <p>以上のことから、一般の市町村がとりうる減収補填対策に見合う対応策を特別区が講じられるよう、都と区で早急に検討を進めていく必要があると考えているので、是非とも前向きな対応をお願いする。 （第1回幹事会）</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
3	都市計画交付金	<p>都市計画交付金については、第1回財調協議会でも申し上げたが、都としては、これまでも都市計画交付金の運用について、各区から都市計画事業の実施状況や意向等を聞きながら、順次見直しを図ってきた。</p> <p>今後とも各区が取り組まれる都市計画事業を円滑に促進する観点から、各区から直接、現状や課題などを伺うなど、引き続き、適切に調整を図りながら対応していきたいと考えている。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>従来から述べているとおり、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、都市計画事業の実績に見合う配分や、全ての都市計画事業の交付対象化、交付率の上限撤廃等、抜本的な見直しを提案する。</p> <p>第1回財調協議会でも述べたが、都市計画交付金の一般財源分が、普通交付金の財源を圧迫している状況にあり、平成29年度財調協議においては、基準財政需要額に対する普通交付金の財源不足が生じ、区側提案の一部見直しを行った。</p> <p>このような状況からも、区側としては早急に都区で議論を重ね、課題の解決に向け検討すべきと考える。</p> <p>次に、都市計画事業の都区の実施実態等について検証を行うため、大都市事務として都が行う都市計画事業の実施規模や、その財源とされている都市計画税の充当状況等、必要な情報の提示を求める。</p> <p>このことは、国の通知で、都市計画税の使途の明確化が求められていること、また、都知事の「都政の透明化」の方針とも合致しており、税の使途に関する説明責任を果たす意味からも、明らかにされるべき情報と考える。</p> <p>以上が提案内容の説明となるが、1点目の「都市計画交付金の抜本的な見直し」については、これまでも繰り返し区側から主張しているにも関わらず、実質的な議論なしに毎年度の財調協議は終了している。</p> <p>本来的には、財調協議の場で議論すべきと考えるが、本年8月の都への予算要望等でも申し上げているとおり、都市計画決定権限等を含めた都市計画事業のあり方についての協議体を設置することを含め、是非とも協議に応じていただきたい。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
4	児童相談所関連経費	<p>平成28年5月に児童福祉法が改正され、特別区も「児童相談所を設置する市」として政令指定を受けることが可能になったことは承知しているが、改正後においても都道府県については引き続き児童相談所の設置及び運営に係る業務が義務付けられている。</p> <p>このため、従来行われてきた、清掃事業や保健所に係る事務における都区の役割分担の変更と、同様のものとは考えていない。</p> <p>次に、特別交付金における取扱いについてだが、特別交付金とは、地方自治法施行令で、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付すると定められている。</p> <p>特別交付金は、法令の規定に基づき都と区で合意した算定ルールに則って算定されていることから、お話の児童相談所の設置にあたり発生する準備経費についても、このルールに則って取り扱うべきものとする。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>平成28年5月の児童福祉法改正により、平成29年4月以降、政令で指定された特別区が児童相談所を設置することが可能となった。それを受け、現在、設置を希望する22区において、児童相談所の開設及び都からの円滑な事務の移行をめざして、準備を進めているところである。</p> <p>そこで今回、特別区が児童相談所を設置するにあたり、発生する経費の取り扱いについて、都の見解を伺う。</p> <p>従前より、中核市が政令の指定により児童相談所を設置した場合には、地方交付税において基準財政需要額の算定が府県分から市町村分に移されることにより財源保障がされている。都と特別区の場合、地方交付税は都区合算で算定されており、その地方交付税制度のもと、個々の特別区の財源保障制度として「都区財調制度」がある。特別区が政令の定めにより児童相談所を設置した場合にも、都区財調の基準財政需要額に算定され、財源保障すべきものである。</p> <p>さらに、政令で指定された特別区においては法律上、児童相談所関連の事務が特別区の事務となることから、児童相談所が設置された特別区の区域においては、その事務が都から区に移されることになり、都と区の役割分担の変更が生じることとなる。</p> <p>平成12年の都区制度改革の際に、国は、「特別区の事務処理に要する経費については、最終的には都区財調により財源保障が講じられる仕組みとなっていることから、新たに都から区に移譲される事務の財源についても、都区財調の配分割合の変更により保障されるものである」との見解を示しており、それに基づき、清掃事業関連経費を基準財政需要額に算定するとともに、配分割合を変更している。</p> <p>（続きあり）</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	<p>児童相談所関連経費（つづき）</p>		<p>今回の児童相談所関連の事務に係る経費についても、都区の役割分担の変更であることから、その規模に応じて都区財調における都区間の配分割合を適切に設定し、変更すべきと考えている。</p> <p>また、児童相談所等を設置するにあたり発生する準備経費について、区側の考えを申し上げる。</p> <p>児童相談所等の設置に伴う準備経費については、本来、普通交付金による算定を検討すべきところだが、各区の設置予定が同時期ではなく、その多くが用地費や施設整備費などの臨時的に発生する経費である。そのため、現時点で特別区として標準的な財政需要を設定することが技術的に困難であることから、基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要に該当し、普通交付金による算定として整理するまでの当面の間、特別交付金により算定すべきである。</p> <p>あわせて、設置時期によって各区の算定額に不公平が生じないようにするため、過去に都区で協議し定めた算定ルールにより運用されている算定区分の「C-U」、「地理的、社会的、経済的、制度的な諸条件による各特別区個別の財政事情等を勘案して算定する」ものに統一するとともに、交付率についても2/2で統一し、開設に向けて円滑に準備が進められるよう、十分な財源を確保すべきと考える。</p> <p>設置を希望する特別区が、早期に児童相談所を開設し、円滑に東京都から権限を移して、区側で責任を持って運営していくためにも、是非とも前向きな協議をお願いする。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	